

Brief Comments of Relationships between Trusts and Regulations on Intellectual Property
Graduate School of Humanity & Social Sciences, Tsukuba University
Koide, Atsushi; Hoshino, Yutaka

知的財産・信託・特定目的会社・著作権信託

1. はじめに

企業グループ内で分散されている知的財産権の集約管理や、大学や研究所で休眠している知的財産権の有効利用などを背景に、近年知財信託への期待が高まっている。しかしながら、知財信託の実務上の運用においては、信託法上の問題点のみならず、著作権法や特許法などの知財それ自体に関する法的問題点も存在しているため、知財信託の発展のためには、知財信託と知財法制との関係にかかる検討が必要不可欠であるといえることができる。

本発表では、知財信託の実務上の取扱いをめぐる、アニメ作品の著作権を信託により管理するという具体的事例の検討を通じて、知財法制との関係から生ずる問題点の一部を指摘し、その解決方法の提示を試みたい。

2. 知財信託の概要

知財信託とは、特許権や著作権など知的財産を信託財産として受託者が管理し、知財の活用等によって生じた利益を、信託関係の定めるところに従って受益者に受益権を通じて配分する関係をいう。かつての信託業法では、信託銀行を典型とする商事受託者が業として受託することができる財産が限定列挙されており、その中に知的財産が包括的な形では含まれていなかったため、知財の利用権の対価としての債権を信託する等の方法が工夫されていたが、2004 年末に信託業法が改正され、商事受託者が業として受託できる財産の制限がなくなり、現に取引の対象とされているか否かに関わらず、知財それ自体を信託財産とすることができるようになったことから、知財信託に対する関心が一気に高まった。

信託関係について、実務上注目されている機能は、大きく分けて2つある。

第1は、信託財産の具体的な管理処分を受託者に任せ、かつ、知的財産を信託財産として関係当事者から実質的に独立の財産とすることにより、効率的な管理処分が行われる一方、特定の関係当事者が破綻した場合であっても、知財が直接債権者に強制執行されることがないという、信託財産の倒産隔離機能である。

第2は、知財から生み出されることが期待できる収益を裏付けとして、投資家から資金を募るための迅速かつ柔軟な資金調達手段としての機能である。法的な資金調達手段としては、財産自体が法人格を有する特定目的会社（SPC）も現行法上利用可能であるが、①信託関係はSPCと比べて、法人格が存在しない分、設立がやや容易であり、②信託財産に関する信用に加えて必要に応じて信託関係当事者の信用を資金調達に際して付加することができる

ほか、③受益権の内容を状況に応じて信託契約により自由に設定することができるため、事業のリスクの高低に柔軟に対応した資金調達を、より容易に行うことができると考えられる。

知財信託のうち、実務上注目されているものの1つは、映画やアニメ作品の上映権やビデオ化権を使って投資家から資金調達するコンテンツ信託であり、大規模な映画制作等の資金調達を広範に行うための手段として、大いに期待されている。以下では、その法的構造を概観し、併せてかかる法的構造から生じうる問題点について検討を加える。

3. 設例：アニメ作品の著作権の信託

下記の図1は、アニメ作品の著作権を信託する法律関係を表したものである。すなわち、アニメ制作会社が委託者となって、受託者に信託財産であるアニメ著作権の管理処分を委ねる一方、委託者は投資家に対して受益権を販売して事業資金を調達する。これに対して投資家は、購入した受益権を通じて信託財産から収益の配分を受けることも、さらに受益権を第三者に転売して投資の回収を図ることもできることとなる。

アニメ作品は、比較的安価で作成することができる分、個々の取引を行うことが煩瑣であり、資金調達も分散してしまいがちであるため、信託関係を利用して作品に関する権利を集中的に管理処分することにより、全体としての事業を効率よくかつ適正な対価で運営することが可能となっている。また、前述のとおり、信託関係においては、信託財産が関係当事者の誰の責任財産にも属していないため、万一関係者の中で破綻した者が生じたとしても、事業自体は安定な運営が推進できる構造となっている。この点は、投資を募る際における投資の安定要因として、大きな宣伝材料となるものである。

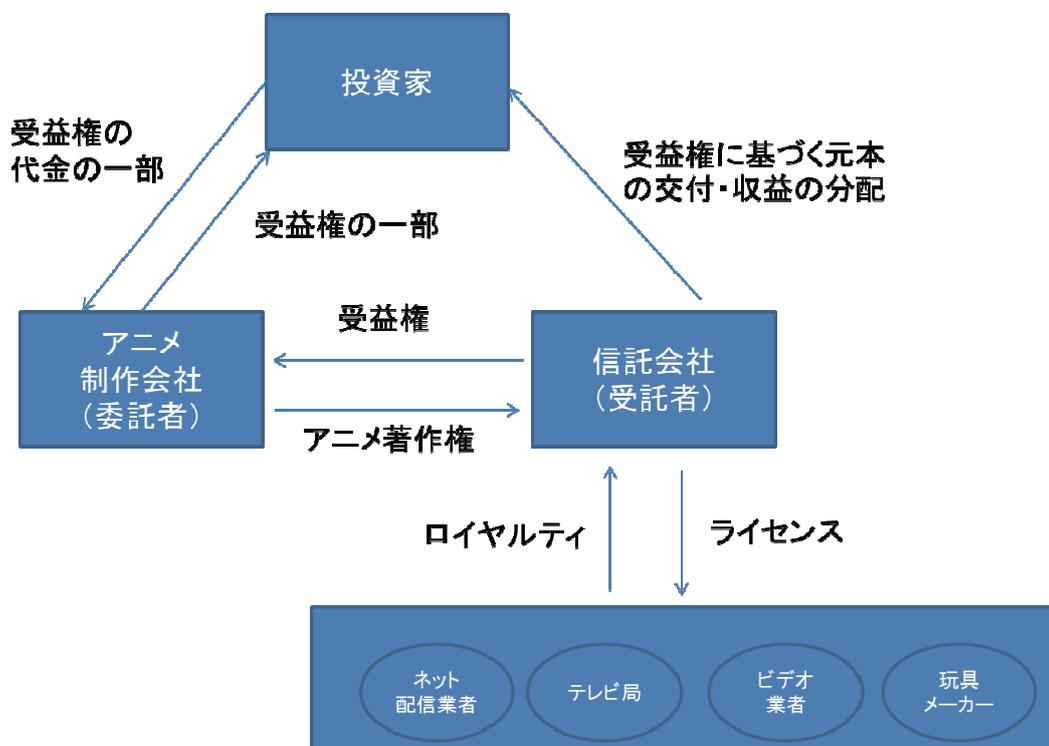


図1：アニメ番組著作権信託の例

(出所) 井上聡編著「新しい信託30講」208頁をもとに筆者一部修正

4. 知財信託に関する問題点と解決試案

上記のとおり、知財信託は知財の効率的かつ適正な管理処分を可能とさせるものとして、実務上極めて期待が大きいものであるが、知財法制との関係を考えると、以下に挙げるような、解決を必要とする問題点が存在している。

第1に、作成されたアニメ作品は、伝統的な映画館における上映や、DVD等の媒体に記録させて販売されるのみならず、現代及び今後においては、インターネットなどで配信されることも視野に入れる必要がある。すなわち、信託関係において管理されるべき「ライセンス」の内容が、伝統的に想定されてきたものと比べて複雑になり、かつ、インターネットによる配信の場合には、受信される地域が国内のみに留まらないため、半ば必然的に外国における知財法制度との関係が問題となってくるわけである。この点については、現行の法制度の中で合理的かつ妥当な基準が全ての局面で示されているわけでないため、基本的に契約によって全ての問題を解決する必要があり、信託財産の管理処分権限を有する受託者の職責が、その分かなり重いものとなっていくことが避けられない。

第2に、著作者人格権の問題も、無視することができない。上記の図の中では、アニメの著作者は委託者であるアニメ制作会社から業務委託を受けている場合が多いものと推測されるが、信託関係によっては、信託関係当事者の中に著作者が含まれていない形態のものもあり、そのような場合には、信託関係における「管理処分」の具体的な合意内容と、著作者の意思とが常に合致するとは限らない。また、前述のようにインターネットを通じた全世界的な配信の場合には、配信される作品の内容が特定の法域ないし文化圏において深刻な問題を引き起こす恐れがあるため、受託者の合理的な判断において著作者の意思と異なる内容の変更等を認めるべき否かが、具体的な問題点として生じてくる。この問題については、一旦信託関係が成立した後においては、信託財産の管理処分権限が受託者に排他的に帰属し、受託者は信託目的達成のため合理的に行動することが求められる以上、受託者の判断が信託目的との関係で合理的であると認められる限り、著作者人格権に抵触する恐れのある行為であっても、著作者に対する損害賠償等の責任を免れることができると予測されるが、状況によっては、異なる結論が導かれる場合もありえないではない。

第3に、上記との関連で、信託法上の受託者の義務や責任についても、知財信託の運営の過程で問題が生じうる。信託は、信託目的に従って管理される関係であり、この信託目的は、信託関係当事者の合意によって設定されるが、この「信託目的」と「関係当事者の利益」とが常に一致するとは限らないため、受託者による具体的な行為の妥当性と適法性は、第三者との関係のみならず、常に受益者との関係でも争われる可能性が生ずるわけである。

第4に、信託法上、信託関係にあることの第三者に対する対抗要件として明文の条文があるのは、不動産が信託された場合における信託の登記についてのみであり、それ以外の財産については、知的財産を含めて、信託関係にあることの固有の対抗要件制度が設けられていない。従って、著作権を含む知財について、これが信託財産であることの対抗要件は、知財の権利者から受託者に対する知財が譲渡されたことの対抗要件を以て、信託関係の対抗要件となるものとされている。一般に、対抗要件の具備は、実務上のコストを伴うものであるから、譲渡自体の対抗要件を以て信託関係の対抗要件とすること自体は、ある意味で実務上の効率性に資するものであるが、反面、著作者が著作権を二重譲渡したり、著作者の債権者が

著作権を差し押えたりした場合には、かなり複雑な問題が生ずることとなりかねない。なお、民事執行法上、未公表の作品については差押が禁止されているため、作品が創作される過程におけるどの時点を経て当該作品が信託財産となったと考えるかによって、差押自体が許されないとの解釈も生ずる余地があることとなろう。この問題については、信託関係固有の對抗要件制度が存在しない以上、對抗要件一般の問題として、事実上時間の前後関係に依ることとならざるを得ないが、実務上はその証明の問題がやや困難な場合があるため、知財信託を用いた事業の運営にとっては、ある程度の不安定さが避けられないことは確かである。

第5に、信託財産となっている著作権を侵害した者に対する救済手段を、誰がどのような形で取得するかについても、実務上大きな問題が生じうる。すなわち、信託関係設定の場合や、通常取引過程の場合と異なり、不法行為に関する取扱については、その法的性質上、予め合意しておくことが不可能ないし著しく困難であることが少なくない。これは、不法行為の態様が千変万化であるため、事前の契約が潜脱される恐れがあることと、不法行為に関する事前の合意が公序良俗違反とされて無効となる恐れがあることとの双方の事情に基づくものである。もっとも、受託者が信託関係上の規律に違反したような場合については、たとえ第三者の不法行為により信託財産となっている知財に損害が生じた場合については、信託関係設定に際して受託者に与えられている権限の中に、信託財産を擁護する事態の一環として、不法行為に対する救済手段の行使が含まれているといえることができるから、原則として受託者のみが救済手段を行使できると考えて差し支えないであろう。但し、著作者人格権の侵害に対する慰謝料等、著作者の一身に専属すると考えられる権利に対しても、受託者が排他的に救済手段を行使できるかについては、なお議論の必要があるかもしれない。

第6に、受益権の内容や譲渡に関して、既存の金融商品との関係がどの程度影響してくる可能性があるかについても、実務上無視できない問題がある。これは、受益権を投資商品として位置づけるか、あるいは著作者自身の権利が変換されたものと位置づけるかによって、基本的な解決の方向性が根本的に異なるものであるが、投資商品として位置づけることを回避すれば金融商品取引法関係の規制からは免れるものの、これらの規制を受けていることが、逆に市場における商品としての信用性に直結している側面が否定できないため、信託関係の設定の際に、関係当事者を悩ます点の1つである。

5. 今後における議論の方向性

以上述べてきたとおり、知財信託に関しては、本発表でごく一部を指摘しただけでも、多くの問題点が未解決のまま山積しているのが実情であるが、これらの問題点については、「知財」一般の問題として考えていくか、それとも、「信託」の問題として考えていくかによって、理論上も実務上も大きく解決の方向性が異なるものである。従って、信託の方面からも、知財の方面からも、今後の議論の発展が強く望まれるところである。

【参考文献】

- ・星野豊『信託法』（信山社、2011年）
- ・井上聡『新しい信託30講』（弘文堂、2007年）